

木曾岬干拓地整備事業

環境影響評価書

平成 18 年 1 月

三 重 県

はじめに

木曾岬干拓地整備事業は、当該干拓地の土地利用を検討するため設置された学識経験者、経済界、地元自治体等で構成する「木曾岬干拓地土地利用検討委員会」からの土地利用に関する報告書を踏まえて、木曾岬干拓地を野外体験広場等の施設として利用していただくことを目的とし、三重県が三重県区域の整備を、愛知県が愛知県区域の整備を予定している事業です。

三重県は、事業の実施にあたり、三重県環境影響評価条例（平成 10 年三重県条例第 49 号）の規定に基づいて環境影響評価を行うこととしており、事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に実施した調査、予測及び評価結果を平成 17 年 1 月に「木曾岬干拓地整備事業環境影響評価準備書」としてとりまとめました。

その後、準備書に対する住民意見、市町長意見並びに知事意見が提出されたことを受け、これらに配慮し準備書の記載事項についてさらに検討を加え、このたび「木曾岬干拓地整備事業環境影響評価書」としてとりまとめました。

なお、愛知県の実施する事業は、愛知県環境影響評価条例（平成 10 年愛知県条例第 47 号）で、環境影響評価その他の手続きが必要な事業（対象事業）に該当していませんが、木曾岬干拓地の一体的な利用及び環境保全措置を考慮し、三重県の条例上の環境影響評価手続き等に合わせ、環境影響評価を実施することとしました。このため、愛知県の事業に係わる事項も参考として併せて記載しました。

平成 18 年 1 月

三重県

目 次

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 -----	1
1 事業者の名称 -----	1
2 代表者の氏名 -----	1
3 主たる事務所の所在地 -----	1
第 2 章 事業特性に関する情報 -----	2
1 対象事業の名称 -----	2
2 対象事業の目的 -----	2
3 対象事業の内容 -----	5
3.1 対象事業の種類 -----	5
3.2 対象事業の規模 -----	5
3.3 対象事業実施区域の位置 -----	5
3.4 対象事業の内容に関する事項 -----	7
3.5 対象事業の工事計画の概要 -----	16
3.6 環境保全措置 -----	20
第 3 章 地域特性に関する情報 -----	22
1 自然的状況 -----	22
2 社会的状況 -----	39
第 4 章 環境影響評価の項目の選定 -----	70
第 5 章 関係地域の範囲 -----	78
第 6 章 方法書に対する意見及び事業者の見解 -----	80
1 方法書に対する住民意見の概要及び事業者の見解 -----	80
1.1 方法書に関する意見及び事業者の見解 -----	80
1.2 事業計画に関する意見及び事業者の見解 -----	84
1.3 参 考 -----	87
2 方法書に対する方法書関係市町村長の意見及び事業者の見解 -----	88
2.1 長島町長の意見及び事業者の見解 -----	88
2.2 木曾岬町長の意見及び事業者の見解 -----	88
3 方法書に対する知事の意見及び事業者の見解 -----	89
3.1 三重県知事の意見及び事業者の見解 -----	89
3.2 愛知県知事の意見及び事業者の見解 -----	92
第 7 章 調査、予測及び評価の手法 -----	97
1 大気質 -----	97
2 騒 音 -----	100
3 振 動 -----	104
4 水 質 -----	107
5 地形及び地質 -----	109

6	陸生動物	110
7	陸生植物	114
8	水生生物	115
9	生態系	117
10	景 観	118
11	廃棄物等	121
12	温室効果ガス等	121
第8章	環境影響評価の結果	122
第1節	調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	122
第1項	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	122
1	大気質	122
1.1	調査結果の概要	122
1.1.1	気 象	122
1.1.2	大気質	127
1.2	予 測	132
1.2.1	工事の実施	132
1.2.2	存在及び供用	147
1.3	評 価	157
1.3.1	工事の実施	157
1.3.2	存在及び供用	160
1.4	事後調査	163
2	騒 音	164
2.1	調査結果の概要	164
2.1.1	環境騒音	164
2.1.2	道路交通騒音	167
2.2	予 測	170
2.2.1	工事の実施	170
2.2.2	存在及び供用	175
2.3	評 価	181
2.3.1	工事の実施	181
2.3.2	存在及び供用	184
2.4	事後調査	186
3	振 動	187
3.1	調査結果の概要	187
3.1.1	環境振動	187
3.1.2	道路交通振動	189
3.2	予 測	191
3.2.1	工事の実施	191

3.2.2	存在及び供用	196
3.3	評価	201
3.3.1	工事の実施	201
3.3.2	存在及び供用	201
3.4	事後調査	202
4	水質	203
4.1	調査結果の概要	203
4.1.1	平水時	203
4.1.2	降雨時	207
4.2	予測	209
4.2.1	工事の実施	209
4.2.2	存在及び供用	213
4.3	評価	214
4.3.1	工事の実施	214
4.3.2	存在及び供用	216
4.4	事後調査	218
5	地形及び地質	219
5.1	調査結果の概要	219
5.1.1	地形	219
5.1.2	地質	223
5.2	予測	227
5.2.1	存在及び供用	227
5.3	評価	232
5.3.1	存在及び供用	232
5.4	事後調査	234
第2項 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		235
6	陸生動物	235
6.1	調査結果の概要	235
6.1.1	哺乳類	235
6.1.2	鳥類	244
6.1.3	爬虫類・両生類	269
6.1.4	昆虫類	274
6.1.5	クモ類	282
6.1.6	土壌動物	285
6.1.7	重要な陸生動物	288
6.1.8	注目すべき生息地	308
6.2	予測	309
6.2.1	工事の実施・土地又は工作物の存在及び供用	309

6 . 3	評 価	337
6.3.1	工事の実施・土地又は工作物の存在及び供用	337
6 . 4	事後調査	351
7	陸生植物	353
7 . 1	調査結果の概要	353
7.1.1	陸生植物	353
7.1.2	重要な陸生植物及び群落	366
7 . 2	予 測	368
7.2.1	工事の実施・土地又は工作物の存在及び供用	368
7 . 3	評 価	378
7.3.1	工事の実施・土地又は工作物の存在及び供用	378
7 . 4	事後調査	381
8	水生生物	382
8 . 1	調査結果の概要	382
8.1.1	魚 類	382
8.1.2	底生動物	385
8.1.3	潮間帯生物	389
8.1.4	水生植物（水草）	392
8.1.5	重要な水生生物	398
8.1.6	注目すべき生育地	400
8 . 2	予 測	403
8.2.1	工事の実施・土地又は工作物の存在及び供用	403
8 . 3	評 価	408
8.3.1	工事の実施・土地又は工作物の存在及び供用	408
8 . 4	事後調査	408
9	生態系	409
9 . 1	調査結果の概要	409
9.1.1	地域を特徴づける生態系	409
9 . 2	予 測	423
9.2.1	工事の実施・土地又は工作物の存在及び供用	423
9 . 3	評 価	431
9.3.1	工事の実施・土地又は工作物の存在及び供用	431
9 . 4	事後調査	436
第3項	人と自然との豊かな触れ合い、歴史的文化的な遺産の保存及び良好な景観の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	438
10	景 観	438
10 . 1	調査結果の概要	438
10.1.1	眺望景観	438

10.1.2	内部景観	444
10.2	予 測	450
10.2.1	存在及び供用	450
10.3	評 価	464
10.3.1	存在及び供用	464
10.4	事後調査	465
	第4項 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき 環境要素	466
11	廃棄物等	466
11.1	予 測	466
11.1.1	工事の実施	466
11.2	評 価	467
11.2.1	工事の実施	467
11.3	事後調査	467
12	温室効果ガス等	468
12.1	予 測	468
12.1.1	工事の実施	468
12.1.2	存在及び供用	469
12.2	評 価	470
12.2.1	工事の実施	470
12.2.2	存在及び供用	472
12.3	事後調査	473
	第2節 環境保全措置	474
	第3節 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	477
第9章	事後調査計画	503
1	項目の選定	503
1.1	大気質	503
1.2	騒 音	504
1.3	振 動	504
1.4	水 質	504
1.5	地形及び地質	504
1.6	陸生動物	504
1.7	陸生植物	506
1.8	水生生物	507
1.9	生態系	507
1.10	景観	509
1.11	廃棄物等	509
1.12	温室効果ガス	509

2	事後調査計画	510
第 10 章	準備書記載内容の変更の概要と理由	512
1	「第 2 章 事業特性に関する情報」に係る変更の概要	512
2	「第 3 章 地域特性に関する情報」に係る変更の概要	517
3	「第 4 章 環境影響評価項目」に係る変更の概要	517
4	「第 7 章 調査、予測及び評価の手法」に係る変更の概要	519
5	「第 8 章 環境影響評価の結果」に係る変更の概要	523
第 11 章	準備書に対する意見及び事業者の見解	652
1	準備書に対する住民意見の概要及び事業者の見解	652
2	準備書に対する準備書関係市町長の意見及び事業者の見解	667
3	準備書に対する知事の意見及び事業者の見解	668
第 12 章	環境影響評価の委託業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	674

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 事業者の名称

三重県

2 代表者の氏名

三重県知事 野呂 昭彦

3 主たる事務所の所在地

三重県津市広明町 13 番地

(愛知県事業)

1 事業者の名称

愛知県

2 代表者の氏名

愛知県知事 神田 真秋

3 主たる事務所の所在地

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

第2章 事業特性に関する情報

1 対象事業の名称

木曾岬干拓地整備事業

2 対象事業の目的

木曾岬干拓事業は、都市近郊農業地帯としての立地条件を生かし、背後地農家の経営規模を拡大し、農業の近代化及び経営の安定化を図ることを目的として、昭和41年度に事業着手された。以来、30有余年が経過し、名古屋市を中心とした経済圏が大きく広がり都市化が急速に進展したことからその時代変化に的確に対応して、木曾岬干拓地を農業的土地利用から都市的土地利用に転換しその有効利用を図ることが求められてきた。

一方、木曾岬干拓地は、現在整備が進められている第二名神高速道路に加え、計画中の東海北陸自動車道の南進路線等が整備される将来においては、これらの高速交通網が結節する地域となり、中部国際空港及び名古屋港、四日市港への隣接性など交通利便に恵まれた条件にある。

こうした干拓地を取り巻く状況等を踏まえ、三重県では、平成9年の総合計画「三重のくにづくり宣言」(平成9年11月発行)において、「木曾岬干拓地については、人、モノ、情報の交流創造拠点、自然とのふれあいの場など、多角的な土地利用の検討を進め、広域的な有効活用をめざす」こととした。

さらに平成16年度を初年度とする新しい総合計画「県民しあわせプラン」においては、「当面の土地利用計画に沿った木曾岬干拓地の利用を進めるとともに干拓地の将来の活用策についても検討を行う」こととしている。

(1) 当面の土地利用計画に基づく整備

木曾岬干拓地の土地利用については、地元自治体や学識経験者、経済界等で構成する「木曾岬干拓地土地利用検討委員会」が平成11年6月に取りまとめた「木曾岬干拓地土地利用に関する報告書」において、「当面は現状の地盤高での利用を前提とした適切な利用を図りつつ、将来的には盛土等を前提とした高度な形での都市的な土地利用に発展させていくという段階的な土地利用が現実的に望ましい」とされた。これを受けて三重県は愛知県とともに、それを基本方向として干拓地の当面の土地利用計画を策定し、その有効利用に向け、公的主体として、包括的に用地を確保し、長期的な視点で高度な都市的利用を図る必要から県が買い受け、当面の土地利用計画に沿って、公共的利用を図るべく整備を進めていくこととした。

今回は、概ね5年以内に事業着手を予定している干拓地北側の145.1haを対象に当面の土地利用計画に基づく整備を行うものである。

(2) 干拓地の広域的な活用のための整備

木曾岬干拓地の立地条件を活かし、広域的な有効活用を図るため、愛知県とともに、干拓地の平坦で広大な空間を生かした余暇活動等が可能な野外体験広場の整備を行うほか、建設発生土の有効活用を図るための建設発生土ストックヤードの整備を行う。

野外体験広場の整備

本事業では、野外体験広場として、わんぱく原っぱ、冒険広場、デイキャンプ場といった公

園施設の整備を行うこととしている。こうした広場の整備は、平成 10 年以降実施の県のアンケート調査（一万人アンケート）でも、自然に親しむ場の整備、スポーツレクリエーションに対する関心の割合が高い状況となっている。

整備にあたっては、周囲 40m～200m 程度を緑地帯として確保することにより、現存する干拓地の自然を残すとともに、干拓地内にある緑地に連続性を持たせていくという、干拓地の自然環境や生態系に配慮した整備を行う。また、当施設は木曾川河口に位置し、川と海に隣接する広大な場でもあることから、自然に囲まれた広大な野外活動の場の提供を通し自然とのふれあいの場、自然教育の場として活用するなど、近隣の公園とは異なる性格を持った大規模な広場とすることとする。

建設発生土ストックヤードの整備

建設発生土ストックヤードは、建設リサイクルを一層推進する観点のもと、公共事業から発生する建設発生土の有効活用を図るための施設である。平成 12 年度の土地利用計画策定当時、国は循環型社会形成推進基本法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等、循環型社会の形成を目指す建設リサイクルに関連する法律を公布するなど、全国的に建設副産物のリサイクルを進めていこうとしていた。これを受け、三重県においても、平成 11 年 6 月に「三重県における建設リサイクル行動計画」を策定し、建設発生土の再利用についてその推進を図るため、リアルタイムな発生土の情報交換システムを構築するとともに、再利用の時間調整を図るため、仮置場としての建設発生土ストックヤードを設置し、工事間での利用を進め、より一層のリサイクルの推進に取り組んでいくこととした。

北勢地区においては、建設発生土の処理が逼迫した状況にあり、環境への負荷の低減、費用の最小化の観点からも必要な施設であることから、近隣で発生する建設発生土の有効活用を図るための仮置場として整備を行う。

(3) 防災上の観点からの盛土及び現況の自然に配慮した施設整備

伊勢湾岸自動車道（第二名神高速道路）より北側の事業実施区域においては、木曾岬町等が地盤の低い輪中地域となっていることから、台風による洪水、高潮等から住民を守る場所として、また災害時には大規模なサービスヤードとしての機能をも果たす広場として活用するという防災上の観点から、将来の高度な都市的土地利用も考慮して、高さ 5m 程度の盛土を行う。

また、本事業による各公園施設等の整備にあたっては、干拓地内に整備される緑地との連続性・一体性を確保するため、周囲 40m～200m 程度を緑地帯とすることにより、現存する干拓地の自然を残すとともに、生態系の分断をなくしていくという、干拓地の自然環境や生態系に配慮した整備を行うこととする。

また、干拓地で生息・営巣が確認された希少種の猛禽類である「チュウヒ」の保全を図るため、干拓地南端に愛知県とともに約 50ha の保全区を設置することとする。

こうした施設整備に際しては、三重県環境影響評価の手続きに着手した時期以降に策定された景観保全や環境保全を目的とした法律の基本理念も踏まえた整備を行う。

(愛知県事業)

愛知県では、「愛知 2010 計画」において、「木曾岬干拓地については、その優れた広域交通条件や広大な空間を生かした適切な利用計画を三重県と連携して検討し、その有効活用を図っていく」こととしている。

こうしたことから、愛知県は、三重県と共同で設置した検討委員会からの提言を踏まえ、平坦で広大な空間を生かし、自然に親しみながら余暇活動を行うことができる野外体験広場を整備することとした。

3 対象事業の内容

3.1 対象事業の種類

宅地その他の用地の造成事業

(野外体験広場及び建設発生土ストックヤードの整備)

(愛知県事業)

野外体験広場の整備

3.2 対象事業の規模

環境影響評価対象事業区域の面積は、木曾岬干拓地三重県全体区域 335.2ha のうち、概ね 5 年以内に事業着手を予定している 145.1ha とする。

なお、残りの 190.1ha については、再度、環境影響評価を行う。

(内訳)

野外体験広場の面積 125.1ha

建設発生土ストックヤードの面積 20.0ha

(愛知県事業)

環境影響評価対象事業区域の面積は、木曾岬干拓地愛知県全体区域 79.6ha のうち、概ね 5 年以内に事業着手を予定している 28.6ha とする。

なお、残りの 51.0ha については、再度、環境影響評価を行う。

3.3 対象事業実施区域の位置

事業実施区域は、図 2.3.3-1 に示すとおり、三重県桑名市長島町 (以下「長島町」と表記) 及び桑名郡木曾岬町 (以下「木曾岬町」と表記) に位置する。

(愛知県事業)

事業実施区域は、図 2.3.3-1 に示すとおり、愛知県海部郡弥富町 (以下「弥富町」と表記) に位置する。

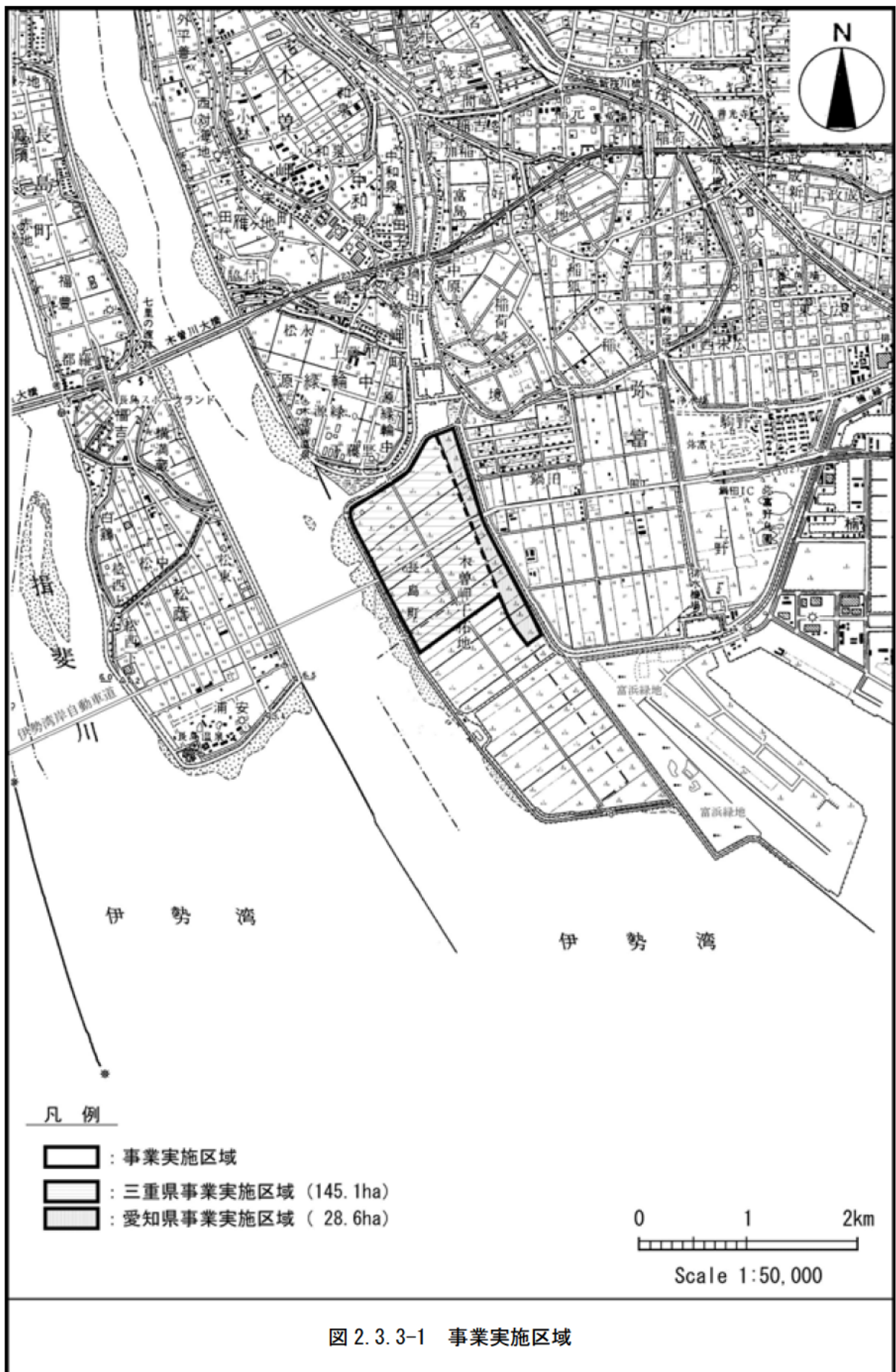


図 2.3.3-1 事業実施区域

注) 国土地理院発行の5万分の1地形図(平成13年3月発行)を使用しており、地図上の記載はそれに準じている(以下同様)。

3.4 対象事業の内容に関する事項

3.4.1 土地利用の概要

土地利用計画の概要を図 2.3.4-1 に示す。また、施設整備計画の概要を図 2.3.4-2、図 2.3.4-3 に示す。

3.4.2 施設の概要

野外体験広場は、休養・くつろぎのための、あるいは軽スポーツ、デイキャンプなどを楽しむためのオープンスペースや、災害発生時のサービスヤード等の機能を持った広場とし、土地の起伏・形状等に変化をつけることにより、わんぱく原っぱ、冒険広場及びデイキャンプ場の各ゾーンに分け整備する。

また、近隣の公共事業から発生する建設発生土の有効利用を図り、環境への負荷の低減、費用の最小化の観点から、建設発生土ストックヤードを整備する。

なお、わんぱく原っぱでは、防災上の観点から計画潮位である T.P.+4.52m(東海農政局木曾岬干拓建設事業所(平成2年):木曾岬干拓事業誌より)を満足する高さ約5mの盛土を行ったうえ、園路、駐車場、トイレ、照明施設等を整備する。冒険広場及びデイキャンプ場では、現状地盤の整正を行ったうえ、園路、駐車場、トイレ、照明施設等を整備する。

愛知県事業では、三重県とともに野外体験広場を、休養・くつろぎのための、あるいは軽スポーツ、デイキャンプなどを楽しむためのオープンスペースや、災害時のサービスヤード等の機能を持った広場として整備する。

表 2.3.4-1 施設整備計画の概要

施設名		整備内容	規模
三重県事業	建設発生土ストックヤード	建設発生土を受け入れる場とする	20.0ha
	野外体験広場	わんぱく原っぱ	広大な土地を活かした原っぱとする
		冒険広場	子供が自由に遊びまわることができる広場とする
	デイキャンプ場	野外活動の拠点として、車でも利用できるデイキャンプ場とする	
小計			145.1ha
愛知県事業	野外体験広場	わんぱく原っぱ	広大な土地を活かした原っぱとする
		デイキャンプ場	野外活動の拠点として、車でも利用できるデイキャンプ場とする
	小計		
合計			173.7ha

ア わんぱく原っぱ整備

わんぱく原っぱは、広大な広場とすることで、広い土地を必要とする野外活動ができる空間を創出する。

わんぱく原っぱは1号幹線道路を中心に東西に二分して整備する。それぞれのわんぱく原っぱには、緩い傾斜を持たせるように盛土(高さ5m程度)し、中央に広場を設け、その周囲には広場を周遊できる園路を整備する。広場部分となる草地は整地する程度の整備に

留め、広場周囲に設ける緑地については現況を保存することにより、現存する干拓地の自然を残すとともに干拓地内に残る他の緑地との連続性・一体性を持たせるものとする。

イ 冒険広場整備

冒険広場は、築山などを設けた起伏のある広場とし、子供たちが楽しく自由に自然の中での遊びを楽しむことができる空間を創出する。

築山

冒険広場内の築山は、子供たちが駆け下りたり、ソリなどで滑り降りたりできるよう、規模の大きな築山（高さ 4.0m 程度）を設けるものとする。

築山の土は建設発生土もしくは現地採取土とする。

休憩広場

冒険広場内には、子供たちを連れてきた保護者などが休息できる場所として、東屋、ベンチを設けた休憩広場を整備する。休憩広場は冒険広場中央部に設け、園路と同等のアスファルト舗装を施す。

休憩広場の計画高は、草地、緑地より 0.5m 程度高くする。

広場部分となる草地は整地をする程度の整備に留め、広場周囲に設ける緑地については現況を保存することにより、現存する干拓地の自然を残すとともに干拓地内に残る他の緑地との連続性・一体性を持たせるものとする。

ウ デイキャンプ場整備

デイキャンプ場は、車での利用も考慮した、自然の中での広大なキャンピングスペースとする。

デイキャンプ場には場内を周遊する園路を設け、園路沿いにキャンピングスペースとなる草地を整備する。園路沿いに駐車スペースを設けることで、オートキャンプにも対応できるように配慮する（あくまでもデイキャンプであり、宿泊は考慮しない）。

場内に現存する緑地は、自然観察の遊歩道、ジャンボ草迷路など多目的に利用できるスペースとする。またデイキャンプ場の周囲の緑地は緩衝帯と位置づける。

キャンピングスペースとなる草地は、整地をする程度の整備に留め、その他の緑地については現況を保存することにより、現存する干拓地の自然を残すとともに干拓地内に残る他の緑地との連続性・一体性を持たせるものとする。

エ 園路整備

わんぱく原っぱ、冒険広場、デイキャンプ場には、それぞれの敷地毎に周遊できる園路を整備する。

園路は、散策やジョギングをより楽しめるよう、直線的な線形とせず蛇行させたり、ジョギング量の目安となるよう 1 周の延長を定めるものとする。

デイキャンプ場の園路は、自動車が進入できるものとするが、わんぱく原っぱ及び冒険広場の園路は、一般車両の通行は考慮せず、歩行者のみの通行とする（管理用車両の通行には配慮する）。また歩行者の安全性を確保するため、補助道路とも交差させない。

園路はアスファルト舗装とし、幅員は 3.0m とする。園路の計画高は、草地、緑地より 0.5m 程度高くする。

オ 駐車場整備

野外体験広場には、わんぱく原っぱ、冒険広場、デイキャンプ場それぞれに駐車場を設けるものとする。

わんぱく原っぱの駐車場は、1号幹線道路沿い及び愛知県へアクセスする補助道路沿いの2ヶ所に配置し、冒険広場の駐車場は、1号幹線道路沿いの1ヶ所に配置する。デイキャンプ場の駐車場については分散配置とし、オートキャンプとしての利用にも考慮し、園路沿いにも駐車スペースを設ける。

駐車場の舗装はアスファルト舗装とし、計画高は草地、緑地より0.5m程度高くする。

カ 緑地帯（現況保存）

計画地は現在、草木が多く自生しており、人が踏み入ることが少ないことから、自然緑地となっている。

整備にあたっては、現存する環境に十分配慮すると共に、整備後の環境への影響にも配慮する必要がある。また、土砂の飛散や濁水の流出を軽減するために、計画地内に緑地として現況を保存する箇所が必要となってくる。

従って、わんぱく原っぱ、冒険広場、デイキャンプ場それぞれの施設の周囲には、基本的に現況を保存した緑地帯を設けるものとする。

緑地帯は以下のように位置づけ、それぞれの機能を満足できるように緩衝幅として40～200m程度を確保して現況を保存するものとする。

緑地帯の位置づけ

- ・現存する自然景観を残す。
- ・堤防や道路に対し、利用者の安全性を確保するための緩衝帯とする。
- ・生態系の連続性を確保するため、干拓地全体あるいは隣接緑地とのつながりの一体性を持たせる。
- ・自然観察や自然体験の場として利用する。（デイキャンプ場に計画）
- ・土砂の飛散を軽減する。
- ・濁水の流出を軽減する。

キ 建設発生土ストックヤード整備

建設発生土のストックヤードを、干拓地の北西端、人々が集まる広場にできる限り影響を与えない場所に設ける。建設発生土のストック容量は、約60万m³である。

ストックヤード周辺は、堤防の安定性を考慮し堤防から緩衝幅80m以上を確保して現況を保存する。この幅を確保することにより、この緩衝帯には土砂の流出、飛散を軽減させる機能も持たせる（建設発生土の既設排水路への流出を軽減するため、土砂流出防止対策を施す）とともに、緑地の干拓地全体及び隣接緑地との連続性・一体性を持たせる。

ストックヤード内には、ダンプトラックが通行できるよう補助道路等を整備する。ストックヤードの管理運営については、三重県建設副産物対策連絡協議会が定める「建設発生土ストックヤード管理運営（案）」に準拠して管理運営規定を設け、具体的な管理運用方法を定める。ストックヤードの利用者に対して、搬入時は搬入計画書、搬出時には搬出計画書の提出を義務付けることとする。持ち込み業者にストックヤードへの持ち込み前の検査結果の提出などの規定を設け、基準に適合した建設発生土を搬入することとする。

ク 道路整備

各施設へのアクセスのため、計画地内に道路を整備する。道路の整備にあたっては、既存の道路を活用した施設配置とし、伊勢湾岸自動車道の側道の利用や愛知県側へのアクセスなどについても考慮する。

本計画地へのアクセスは緑風橋からとなるため、既存の1号幹線道路を交通の主軸として整備し、東西方向への交通軸として補助道路を整備する。

補助道路は東側わんぱく原っぱの北端及び建設発生土ストックヤード部に整備し、東側わんぱく原っぱ北端の補助道路は愛知県側へのアクセス路とする。(伊勢湾岸自動車道の側道も愛知県側へのアクセス路と位置づける)

また、建設発生土ストックヤードへの進入路を本計画地入口部のロータリーに整備し、一般車両とダンプトラックとの動線分離に配慮する。

1号幹線道路は、歩行者の安全を確保するため、歩道(幅員2.5m)を両側に設ける。また、1号幹線道路は直線的で見通しが良好なため車の走行速度が速くなりがちであるが、交差点部及び駐車場入口部にロータリーやハンプを設置することで速度抑制を図る。

1号幹線道路及び東側わんぱく原っぱの北端の補助道路はアスファルト舗装とし、建設発生土ストックヤード部の補助道路は碎石舗装とする。道路計画高は草地、緑地より0.5m程度高くする。また、1号幹線道路には排水施設を整備する。

3.4.3 排水処理計画

ア 汚水処理

わんぱく原っぱ、冒険広場、デイキャンプ場の駐車場付近にそれぞれ1ヶ所、合計3ヶ所トイレを設ける。

トイレは、循環式自己完結型トイレ(処理水を洗浄水に利用し、放流水を出さないトイレ)とし、必要に応じて最新の技術を導入し、より一層の影響の低減に努める。

イ 雨水排水

計画地内の雨水排水は、冒険広場、デイキャンプ場については既設排水路を利用する(計画地盤を排水路へ向けて排水勾配をとる)ものとし、新たな排水施設は基本的に設けない。わんぱく原っぱについては、盛土完了後に新たな排水施設を設ける。

園路や道路が排水路を横断する部分については、既設排水路(組立て水路)をボックスカルバートに改修する。また広場内に位置する排水路についても、上部を通路として利用するため、80~90m間隔で同様の改修を行う。

また、既設排水路への転落防止のため、排水路沿いにはフェンス又は木柵を行い、ボックスカルバートに改修する部分にはフェンスを設置する。

3.4.4 その他施設整備

広場内には、防犯上、及び排水路への転落防止のため、照明灯を適所に配置する。

照明灯は、駐車場付近と園路の排水路横断部に設置し、必要最小限の明かりを確保するものとする。電気供給については、既設の送電線を適地に移設し、広場内へは、引き込み口を設けて地中埋設にて配線を行う。

給水については、水道用水の供給を受ける。

ゴミの放置によりカラスや野犬等を誘引する懸念があることから、ゴミ箱は設置せず、持ち帰りを原則とし、利用者に対しては啓発看板を設置し注意喚起する。ゴミの散乱・放置についてはパトロールにより巡視する。また、事業区域の南端にはフェンスを設置し、事業区域外の干拓地南部への立ち入りを禁止するとともに、併せてゴミの不法投棄の防止を図る。

3.4.5 施設利用者の想定アクセスルート

施設利用者の整備区域へのアクセスは、国道 23 号からは鍋田川右岸の道路、緑風橋に至るルート及び県道 108 号で源緑輪中、緑風橋を経由するルートを、国道 1 号からは木曾川左岸側の道路を経由し、緑風橋に至るルートを想定した（図 2.3.4-4 参照）。

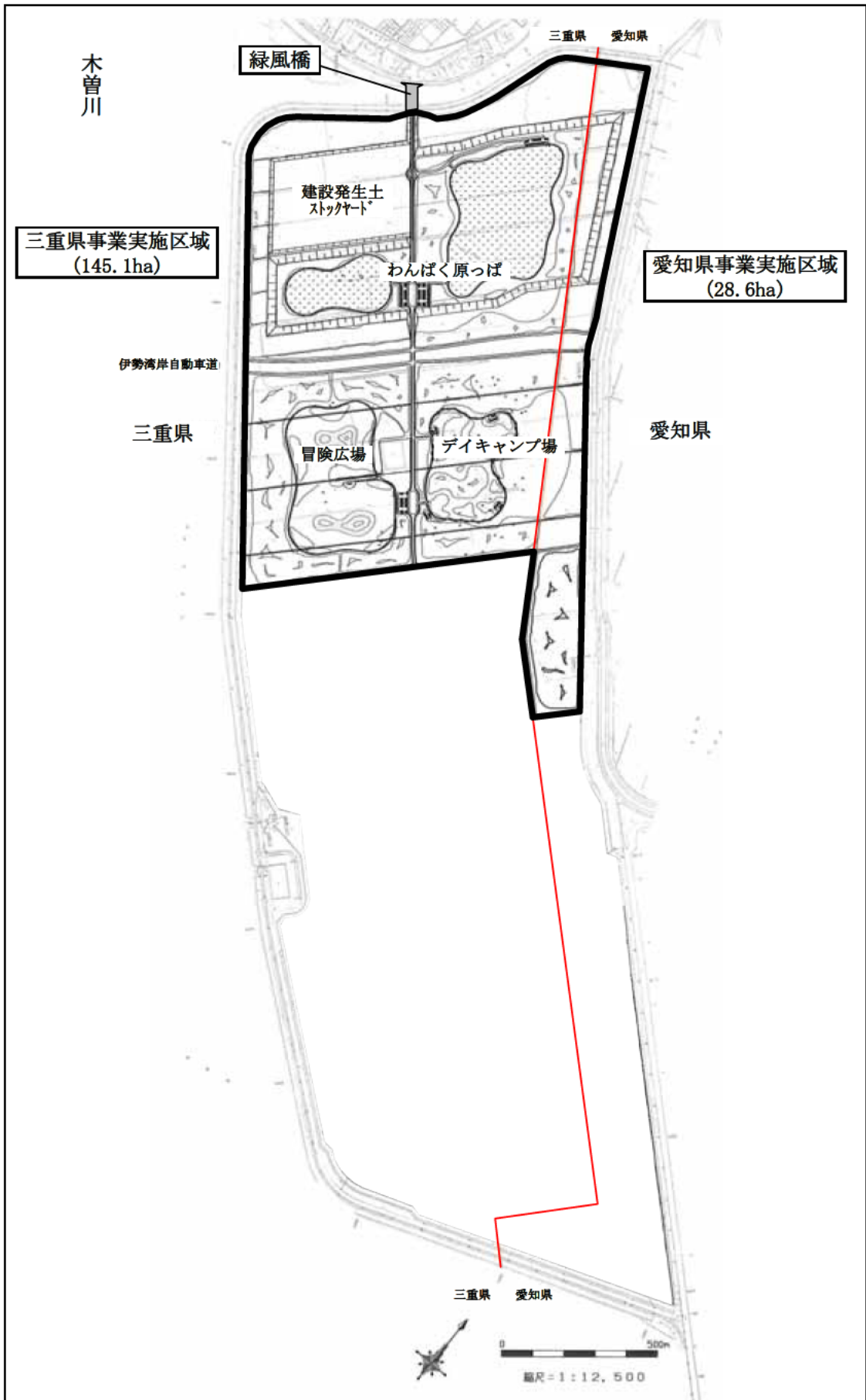


図 2.3.4-1 土地利用計画の概要



図 2.3.4-2 施設整備計画の概要（平面図）

A, B, Cは断面線を表す。

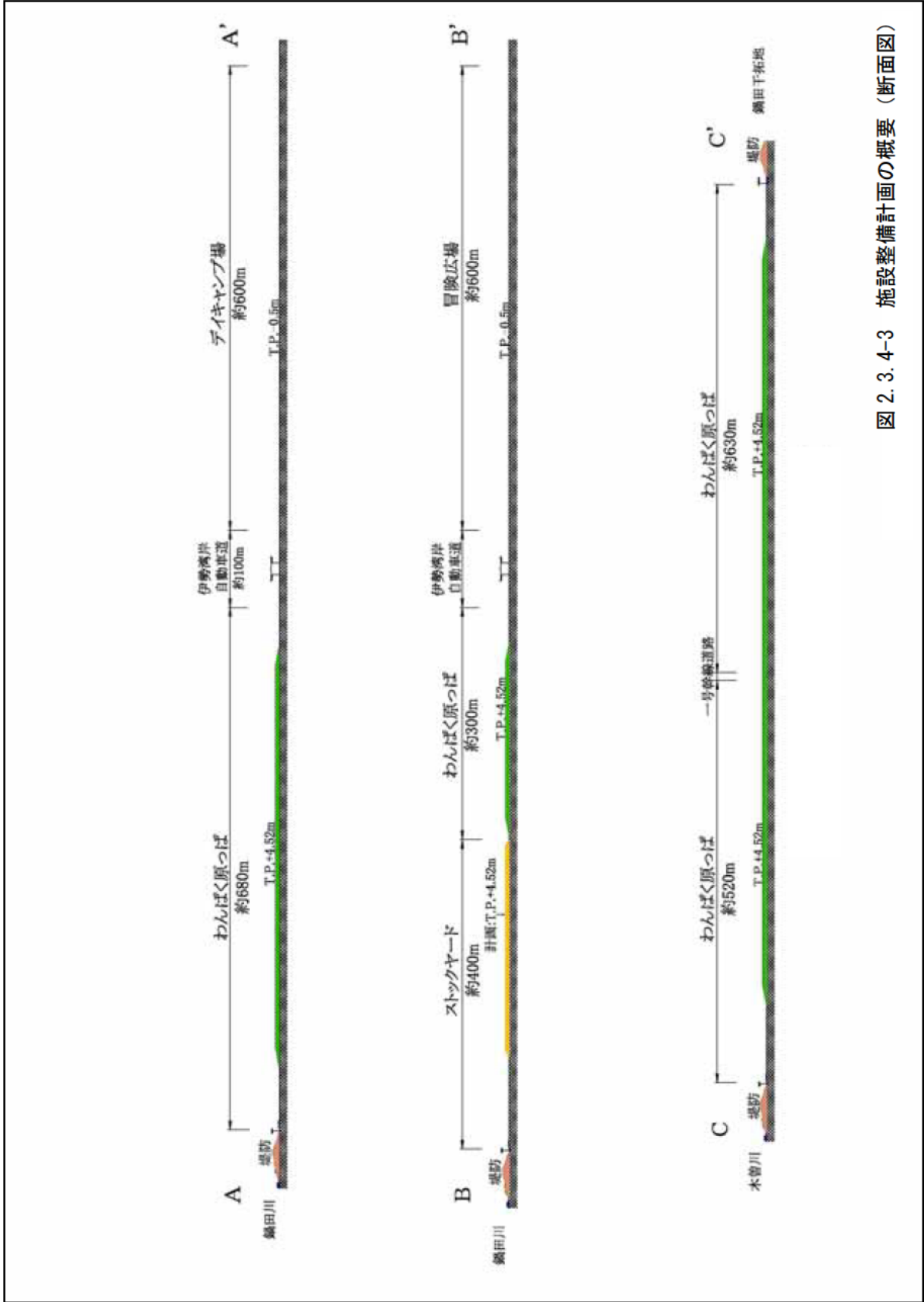


図 2.3.4-3 施設整備計画の概要 (断面図)

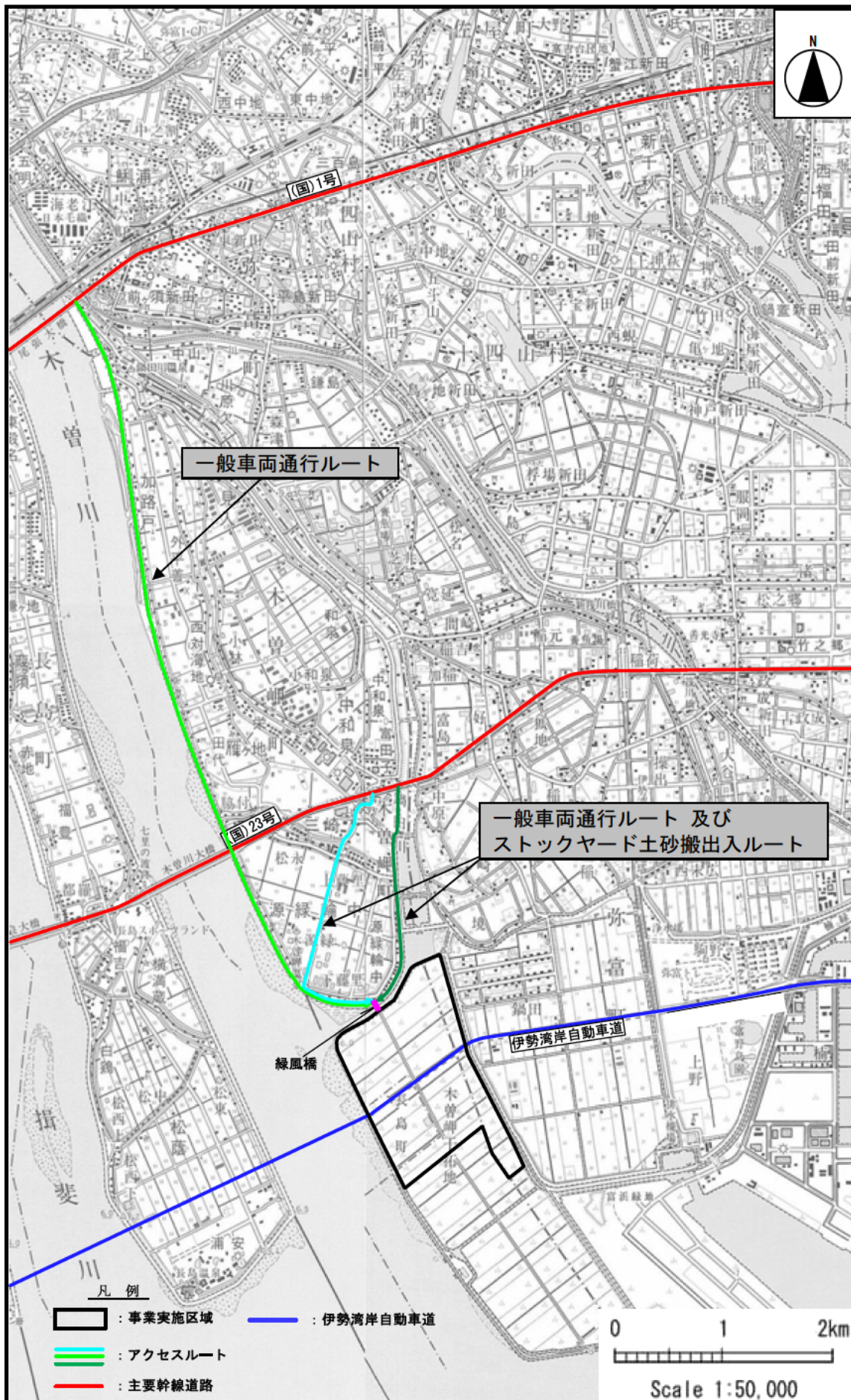


図 2.3.4-4 事業実施区域への想定アクセスルート(存在及び供用)

3.5 対象事業の工事計画の概要

3.5.1 工事計画の概要

工事計画の概要を以下に示す。

工事の実施にあたっては、粉じんの飛散防止、交通安全等へ配慮し、周辺地域に及ぼす影響を極力軽減するよう努める。

(1) 工事用資機材の搬出入の概要

工事用車両の通行ルートは、国道 23 号から事業地区に至る最短のルートとして、鍋田川右岸の道路、緑風橋を經由し事業区域に至るルート及び、県道 108 号で源緑輪中、緑風橋を經由するルートを想定している。一方、わんぱく原っぱの盛土に使用する土砂は愛知県で発生することから、この搬入ルートとして県道 103 号(愛知県)を想定している(図 2.3.5-1 参照)。

(2) 安全対策、飛散防止対策

建設発生土ストックヤードの侵入防止及びわんぱく原っぱ供用時の安全対策のため、ストックヤードの周囲にフェンス等を設ける。また、必要に応じて飛散防止フェンス等を設ける。さらに、気象条件に配慮し、粉じんの発生が予想される場合には必要に応じて散水車による散水を実施する。

(3) 土砂流出防止対策

建設発生土ストックヤードやわんぱく原っぱに搬入した土砂が降雨等により既設排水路へ流出するのを防ぐため、盛土法尻部に土砂流出防止工を実施する。また、周囲には排水路を、流末部には沈砂池を整備し、濁水の発生を抑制する。

法尻部の土砂流出防止工は、土のう積みとすることで災害時にも流用することが可能である。

3.5.2 工事工程計画

(1) 事業実施区域全体の工事工程

事業実施区域全体の工事工程計画を表 2.3.5-1 に示すように想定した。なお、ストックヤードの供用と工事の重なる期間の予測は、工事段階として整理する。

表 2.3.5-1 工事工程計画

年次		1	2	3	4	5	6	7	8
		工種							
準備工		↔							
盛土工		←	→						
施設 工事	ストックヤード	↔
	わんぱく原っぱ						←	→
	冒険広場							←	→
	デイキャンプ場							←	→
1号幹線道路						↔	↔		

↔ : 工事期間
..... : 供用期間

(2) 各施設の工事工程

標準的な施工方法による場合の各施設の工事工程を表 2.3.5-2(1) ~ (6) に示す。

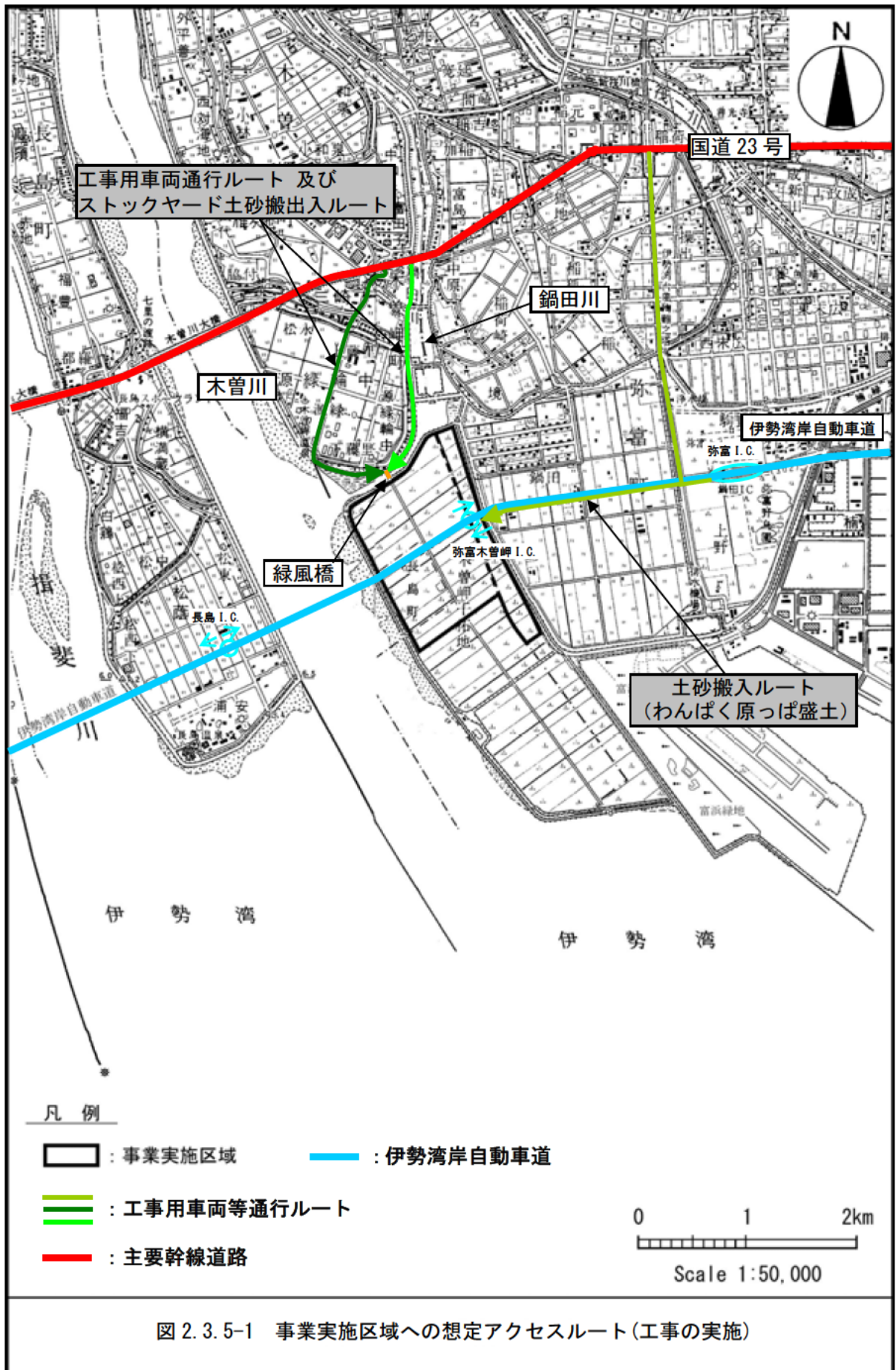


図 2.3.5-1 事業実施区域への想定アクセスルート(工事の実施)

表 2.3.5-2(1) 標準的な施工による工事工程 (建設発生土ストックヤード)

工種	工期	
	1年次	
	1月目	2月目
整地工	←	→
補助道路		←→
防災工排水路		←→
防災工沈砂池	←	→
フェンス工	←	→

表 2.3.5-2(2) 標準的な施工による工事工程 (わんぱく原っぱ(東側))

工種	工期		5年次 12月目	6年次									
	1年次 1月目	~		1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	
盛土工	←		→										
補助道路									←→				
排水路工				←→									
植栽基盤工					←	→							
道路(園路)													
道路(舗装)										←→			
駐車場										←→			
植栽工										←	→		
給水工								←→					
電気施設工								←	→				

表 2.3.5-2(3) 標準的な施工による工事工程 (わんぱく原っぱ(西側))

工種	工期		5年次 12月目	6年次									
	1年次 1月目	~		1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	
盛土工	←		→										
補助道路										←→			
排水路工					←→								
植栽基盤工						←	→						
道路(園路)													
道路(舗装)										←→			
駐車場										←→			
植栽工										←	→		
電気施設工									←→				

表 2.3.5-2(4) 標準的な施工による工事工程 (冒険広場)

工期 工種	7年次						
	1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目
土工(整地工)	←→						
土工(築山工)	←→						
道路(園路)							
道路(盛土)			←→				
道路(舗装)						←→	
排水路	←→						
駐車場						←→	
植栽工					←→		→
給水工					←→		
電気施設工			←→				

工事の実施についてはチュウヒの繁殖に配慮する。

表 2.3.5-2(5) 標準的な施工による工事工程 (デイキャンプ場)

工期 工種	7年次						
	1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目
土工(整地工A)	←→						
土工(整地工B)	←→						
道路(園路)							
道路(盛土)			←→				
道路(舗装)						←→	
排水路工	←→						
駐車場						←→	
駐車場					←→		
植栽工					←→		→
給水工				←→			
電気施設工			←→				

工事の実施についてはチュウヒの繁殖に配慮する。

表 2.3.5-2(6) 標準的な施工による工事工程 (1号幹線道路)

工期 工種	5年次						6年次						
	1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目
土工			←→										
横断暗渠工	←→												
給水工			←→										
舗装(車道)											←→		→
舗装(歩道)											←→		
排水工							←→		→				
境界B工							←→		→				
フェンス工										←→			

工事の実施についてはチュウヒの繁殖に配慮する。

3.6 環境保全措置

本事業の実施にあたっては、計画段階から以下の環境保全措置の実施を想定している。特に工事中については、綿密な施工計画に基づき、大気質、騒音、振動などの周囲の環境保全に配慮する。

<大気質、騒音、振動、温室効果ガス>

- ・低公害型機械の採用(工事の実施、存在及び供用)
- ・アイドリングストップ、空ぶかし等の抑制(工事の実施、存在及び供用)

<水 質>

- ・沈砂池の設置(工事の実施、存在及び供用)
- ・土砂流出防止工の実施(工事の実施)
- ・盛土周囲の排水路の整備(工事の実施)

<地形及び地質>

- ・既設構造物から盛土(ストックヤード含む)までの距離 80m 以上の離隔の確保(存在及び供用)
- ・緩衝緑地帯の確保(存在及び供用)

<陸生動物>

- ・低公害型機械の採用(工事の実施)

<景 観>

- ・緩衝緑地帯の確保(存在及び供用)

<廃棄物>

- ・廃棄物等の発生の抑制(工事の実施)
- ・既設管理用道路の撤去に伴い発生するアスファルト片の再資源化(工事の実施)
- ・建設発生土の事業実施区域内での再利用(工事の実施)
- ・立木等の伐採の抑制(工事の実施)

<温室効果ガス>

- ・低公害型機械の採用(工事の実施、存在及び供用)
- ・建設機械、搬出入車両のアイドリングストップ(工事の実施)
- ・ストックヤードの作業機械、搬出入車両のアイドリングストップ(存在及び供用)

なお、以下は予測・評価を踏まえて実施することとした主な環境保全措置である。詳細については、各環境要素の評価の項及び第8章第2節で述べる。

<大気質、騒音>

- ・工事の分散化(工事の実施)
- ・建設機械の配置の分散化(工事の実施)
- ・工事車両走行ルート of 分散化(工事の実施)

<水 質>

- ・沈砂池の定期的な浚渫(工事の実施、存在及び供用)

<地形及び地質>

- ・盛土の適切な施工管理(存在及び供用)

< 陸生動物、生態系 >

- ・ 保全区の整備

< 陸生植物 >

- ・ ウラギクについて、種子の採取と生育適地への播種

< 温室効果ガス >

- ・ 建設作業の合理化(工事の実施)
- ・ 建設機械、車両等の適切な点検、整備(工事の実施)